

## 増床整備運営事業者募集要項に関する質問書への回答

回答日: 令和6年8月19日

| No | 質問書様式               | 該当する募集要項                | 質問                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 共通事項                    | 様式第1号「1増床提案をする事業所」<br>指定年月日は、施設の開設日もしくは介護保険が始まった平成12年4月1日か、どちらを記載すれば良いか。                               | 基本的には指定年月日を記載してください。ただし、介護保険制度開始日以前に開設している施設は、施設の開設年月日を記載してください。                                                                                                                               |
| 2  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のみ該当 | 様式第6号「財産処分手続き」<br>財産処分手続きについて、要・不要の判断がつかないためご教授頂きたい。建物自体の増改築等は行わない。                                    | 財産処分手続きについては、「令和6年度介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)増床整備運営事業者 募集要項」P4に記載のとおりであり、建物自体の増改築等の有無により判断されるものではありません。<br>A事業を行うため補助金を受けて整備した建物において、B事業を行う場合は、補助金の目的に反する使用をすることになるため、財産処分の手続きが必要になります。               |
| 3  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 共通事項                    | 提出書類「市税等の納税証明」<br>どのような書類を提出すればよいか。                                                                    | 「令和6年度介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)増床整備運営事業者 募集要項」P5及び「令和6年度(介護予防)特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】増床整備運営事業者 募集要項」P4に記載された税目について、納税証明(未納がない旨の証明)を提出してください。<br>なお、納税証明(未納がない旨の証明)について詳しくは、証明の発行を所轄する税務署または自治体へご確認ください。 |
| 4  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 共通事項                    | 様式第2号ー2「本増床申込書、増床申込法人の役員及び管理者一覧」<br>様式第3号「納税状況調査同意書」<br>理事及び監事並びに管理者を記載でよいか。                           | 様式第2号ー2及び様式第3号の備考に、記載する者の範囲が記載されているとおりですが、社会福祉法人の場合は評議員、理事、監事、事業所の管理者について記載してください。                                                                                                             |
| 5  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 共通事項                    | 提出書類「資金収支計算書(増床後3年間)」<br>法人全体のものではなく、特別養護老人ホーム単体の資料でよいか。                                               | 次の①～③に関する資金収支計算書(増床後3年間)を提出してください。<br>①法人全体<br>②増床計画書を提出する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)<br>③増床計画に伴い、収支状況に変更が生じる事業がある場合は、その事業                                                                             |
| 6  | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のみ該当 | 様式第6号「財産処分手続き」<br>補助関係書類を提出することができない場合、どのような書類を提出すればよいか。補助金の額が分かる書類は、固定資産管理台帳しかないが、固定資産管理台帳写しの提出で足りるか。 | 財産処分手続きに関する提出書類は、①補助関係書類(実績報告書関係書類一式、額の確定通知等)の写しまたは②補助金を受けた年度及び補助金額が確認できる決算書等となります。<br>①または②に該当する書類が提出できない場合は、その理由を任意様式に記入し、提出してください。<br>なお、ご質問のような場合は、固定資産管理台帳と理由書(任意様式)を提出してください。            |